



行為計算否認で原告が勝訴した IBM 事件

～自己株式の取得と連結納税における経済的合理性～

連結納税制度と自己株式の取得によって生じた法人税の減額が、法 132 条 1 項に規定する行為計算否認規定に該当するか否かについて争われた IBM 事件は、数百頁に及ぶ長文の判決書です。今回は本文部分のみを収録しました（平成 26 年 5 月 9 日東京地裁、TAINS コード Z 8 8 8 - 1 8 4 6）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、外国法人である WB 社を唯一の社員とする同族会社であった原告が、海外の親会社である米国 B 社から日本 B 社の発行済株式の全部の取得をし、その後、3 回にわたり、同株式の一部をその発行法人である日本 B 社に譲渡をして、その有価証券の譲渡損失額を損金の額に算入して生じた欠損金額を損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁が法 132 条 1 項に定める同族会社の行為計算否認規定を適用して否認する旨の更正処分をするとともに、そのことを前提として過年度の更正処分等をしたため、原告が各更正処分等の取消しを求めたという事案です。

2 東京地裁の判断

日本 B 社等 4 社の時価総額の評価をした L 社は、B 社グループに属する子会社又は関連会社ではなく、いわゆるファイナンシャルアドバイザーサービスの専門業者であるところ、L 社評価書に記載された非上場会社である日本 B 社の株式に係る評価手法及び時価純資産価額が、専門的知識及び経験に基づく適正なものとはいえないことをうかがわせる事情等を認めるに足りる証拠はないから、本件においては、L 社評価書に記載された日本 B 社の発行済株式の全部に係る価額（1 兆 7 7 9 5 億円から 1 兆 9 7 6 0 億円）が時価純資産価額として不適切なものであるとまでは認め難く、同評価書に依拠して本件株式の取得価額を決定したことが不自然、不合理であるともいい難いというべきである。

原告を中間持株会社として置いたことに正当な理由ないし事業目的がないとはいいい難く、かつ、本件株式購入及び本件各譲渡が経済的合理性のないものともいい難いことを併せ考慮すると、本件においては、意図的に有価証券の譲渡に係る譲渡損失額を生じさせるような事業目的のない一連の行為をしたとまでは認め難いというべきである。以上と異なる被告の主張は全て採用することができない。

被告は、日本 B 社の自己株式の取得における原告の関与及びこれに係る法人税の申告は、我が国の法人税法が定める自己株式の取得に関する課税の計算の制度を濫用して租税回避を企図したものというべきである旨主張するが、米国 B 社ないし原告が法的な枠組みを構築して自己の株式を取得すること等を禁止する法令上の明文の規定が見当たらないことに加え、被告が主張するような事実が認められるとはいいい難い。

以上によれば、本件においては、本件各譲渡を容認して法人税の負担を減少させることが法人税法 132 条 1 項にいう「不当」なものと評価されるべきであると認めるには足りないというべきである。したがって、本件については、更正をすることができる要件を満たしているとは認め難いというべきであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件各譲渡事業年度更正処分は違法なものとして取消しを免れないというべきである。（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A 4 判 10 頁）が必要な方は、送料実費とも 2,000 円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。